

日南町男女共同参画推進条例

(平成25年3月25日条例第5号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第15条）

第3章 日南町男女共同参画推進委員会（第16条－第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければなりません。

日南町では、日南町基本的人権の擁護に関する条例（平成6年12月26日条例第30号）を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進してきました。男女共同参画についても、平成20年に第2次日南町男女共同参画推進計画を策定し、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組んできました。

しかしながら、性別による役割分担意識や慣習は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭をはじめ職場、そして地域の中にも依然として残っています。本町は女性の就業率も高く、社会の一員として誇りを持って働く女性も多くいます。また、少子化が進んできているとはいえ、県下でも合計特殊出生率は高く、育児、介護の面などで男女共同で取り組むことが必要です。

日南町には、すばらしい文化と歴史や自然環境があり、地域ではそれらを生かしたまちづくりも行われています。少子高齢化が進むわが町においては、さらに地域力を高め、地域の活性化を進めていくためにも、男女の別なく様々な分野に共同参画社会の実現が求められています。

このような現状を踏まえ、「男女が互いに認め合い、支えあい、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」を目指し、日南町男女共同参画推進条例を制定します。

(解説)

この条例を制定する趣旨や目的を明らかにするため前文を置いています。

日南町では国や県とともに、男女平等と人権尊重に向けた様々な取組を行っていますが、「家事や育児、介護は女性がすべき」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などの性別で決めつけた役割分担意識は今日も残っています。

また、地域の活性化に向けても、男女共同参画を推進する意義が大きいことを挙げています。

これらの課題や意義を踏まえて、女性と男性が「お互いに認め合い、支えあい、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」を目指していこうという旨趣を明示しています。

※合計特殊出生率は、女性が生んだ子どもの数を、各歳の女子人口（15歳～49歳の合計）で除して算出され、1人の女性が生涯に生む子どもの目安になります。

人口動態統計（厚生労働省）によると、平成22年の日南町の合計特殊出生率は、3.55人で鳥取県で1位となっています。平成22年の全国の数字は、1.39人です。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、実現すべき姿並びに町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（解説）

男女共同参画を推進するにあたり、町、町民、事業者等が、この条例の定められた基本理念に基づき、それぞれの立場で行うべきことを自覚し取組を進めることで、総合的・計画的に男女共同参画社会を実現していくことを定めています。

（定義）

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとられることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいいます。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。
- (3) 事業者等 営利、非営利を問わず町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(解説)

この条例が、正しく運用されるよう、主な用語の意味を定めています。

(1) 男女共同参画

「参画」とは、単に参加するだけでなく、方針決定や企画立案の過程などでも積極的に関わることをいいます。

(2) セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域などで加害者の思いとは関係なく、相手の意に反して行われる性的言動が、仕事や活動などに悪影響を与えることをいいます。

この条例では、職場に限定せず、あらゆる場面において行ってはならない行為としています。

(3) 事業者等

民間企業、公益法人、各種団体、グループなど事業活動を行うあらゆる法人、団体、個人を含みます。

また、従業員が家族だけの自営業者、自治会、PTAなども含みます。

(4) 積極的改善措置

女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。女性の能力アップなどの研修もこの措置に含まれます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権が尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会

(解説)

男女共同参画を進めていく上で、根本となる考え方を7項目を挙げて定めています。

- (1) 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される社会が、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念であることから、最初に挙げています。
- (2) 性別によるあらゆる差別を解消することが重要であることから定めています。セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの直接的な差別のほか表面的には男女差別の取り扱いがなくとも結果的に差別的効果をもたらすような、例えば、採用する際に仕事に直接関係のない身長や体重を条件にし、事実上、女性を排除するような間接的差別も含まれます。
- (3) 女性と男性が生涯にわたって、身体的、精神的に健康で生活できるよう配慮されていることが大切です。特に女性は、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し、決定できること、また、その決定が尊重されることが大切であることを定めています。
- (4) 「性別による固定的役割分担意識」とは、「女性は家事や育児に専念すべき」とか「対外的なことや現場業務は男性が向いている」などの考え方や習慣のことを指しています。このような考え方などが社会における活動の自由な選択に影響しないよう配慮することを定めています。
- (5) 女性と男性が自らの意思によって、職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることを定めています。
- (6) 子育て、家族の介護等の多くは女性が担っているという現状があります。これまで以上に、女性と男性が家庭において協力し合い、役割と責任を担い合うことを定めています。
- (7) 女性と男性が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画することは、女性と男性が等しく政治的及び社会的に利益を享受することができ、また、女性と男性がともに責任を担うことは、男女共同参画社会の基盤を形成するために重要な意義を持つことから定めています。

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者等は、次に掲げる事項を男女共同参画によるまちづ

くりに当たっての実現すべき姿として、これに努めるものとします。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 「男だから」・「女だから」といった性別ではなく、それぞれの個性を重視し、「その人らしさ」を大切にする家庭になること。

イ 家族一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく充実した家庭になること。

ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽をともに分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、個性などが合理的かつ適切に評価され、採用、配置などについて性別を理由とする差別がない、いきいきとした職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものとなること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく積極的に取得できるようになるなど、仕事と家庭が両立するようになること。

エ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境が作られること。

(3) 学習・教育により実現すべき姿

ア 「男の子だから」・「女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つこと。

エ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。

オ 家庭、職場、学校、地域などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の活動に参画し、企画や実践にかかわることによって生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 古い慣習、しきたりなどの制約を見直し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ あらゆる人の人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会が作られる

(5) 農林業の分野において実現すべき姿

農林業に従事している男女がともに、経営に参画するなど性別の垣根を越えた支えあう農林業を推進することにより、家族みんなが、やりがいを持てること。

そして、農林業に誇りと夢を持ち、その良さを子どもに伝えること。

(町の役割)

第5条 町は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

(解説)

男女共同参画を進めるためには、町の役割は重要であるため、町が行うべきことを定めています。

(1) 第1項では、町の役割として、男女共同参画を推進するための施策を総合的に策定し、実施することを明記しています。

(2) 第2項では、男女共同参画は、町だけで推進できるものでなく、町民、事業者等、国及び県と連携し、協力して取り組んでいく協働の取組が必要であることを定めています。

(町民の役割)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(解説)

男女共同参画の推進には、町民一人ひとりの役割が重要であることから、町民の役割を定めています。

(1) 第1項では、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で女性と男性が対等に暮らしていける環境を整えるため、町民一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的な役割分担意識を改めるとともに、男女共同参画に関する理解を深めて積極的に取組を進める役割を担っていただくことを定めています。

(2) 第2項では、町が実施する施策をより効果的に推進するため、町民の方々から積極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(解説)

社会経済活動において、事業者等は重要な役割を果たしていることから、町民とは区別して事業者等の責務を定めています。

(1) 第1項では、事業者等が職場において、女性と男性が平等に能力を発揮できるような環境整備など、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいただくよう定めています。

(2) 第2項では、町が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者等から積極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的取り扱い

(2) 性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(解説)

性別が原因となって起こる人権を侵害する行為を禁止しています。

(1) 第1号では、雇用の分野の差別だけでなく、今まで見過ごされがちであった社会における制度や慣行による差別的取り扱いについても、あらゆる場面で行ってはならないことを示しています。

(2) 第2号、第3号では、性的要素を含んだ人権侵害のセクシャル・ハラスメントや配偶者間や恋人間の身体的、心理的な暴力行為であるドメスティック・バイオレンスが、被害者に不安や恐怖を与えるとともに、自信を失わせる深刻な人権侵害であることから禁止事項として定めています。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第9条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する

ため、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとします。

- 2 町は、男女共同参画推進計画の策定及び変更にあたっては、広く町民等の意見が反映されるよう努めるものとします。
- 3 町は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

（解説）

男女共同参画を進めるための基本となる男女共同参画推進計画を策定することが必要であり、策定の根拠と手続きを定めています。

- （1）第 1 項について、本町では平成 20 年 4 月に「第 2 次日南町男女共同参画推進計画」を策定しておりますが、この計画は平成 24 年度が最終年になっていることから、平成 25 年度に改正します。
- （2）第 2 項では、男女共同参画推進計画の策定や改正にあたっては、地域の実情に応じた計画とすることや、計画の推進にあたっては、町民、事業者の協力が必要となるため、広く町民の意見を反映させる取組を行うことを定めています。
- （3）第 3 項では、男女共同参画推進計画の策定や変更したときは、公表することを定めています。

（理解を深めるための措置）

第 10 条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、必要な情報収集及び調査研究を行い、広報活動など必要な措置を講ずるものとします。

（解説）

男女共同参画の取組をより効果的に実施するため、国内外の動向や取組の状況、町民の意識を把握し、それを基に各種研修や広報活動などにより、普及啓発していくことを定めています。

（町民への支援）

第 11 条 町は、町民が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

- 2 町は、男女が共に家庭生活と職場、地域などにおける活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

(解説)

町民が、男女共同参画を進めるために行う活動に対して、町は情報の提供や学習会の開催など必要な支援を行うことを定めています。

(1) 第1項では、男女共同参画を推進していくためには町民の理解・協力が重要です。そのため研修情報提供や学習会の開催などを行います。

(2) 第2項では、家庭と仕事、地域活動などにおいて両立でき、多様な活動が実現できるよう、子育てや介護等の支援策の充実や啓発活動などの支援を行います。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができます。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができます。

(解説)

事業者等が、男女共同参画を進めるために行う活動に対して、町は情報の提供や研修会の開催など必要な支援を行うことを定めています。

(1) 第1項では、男女共同参画を推進していくためには事業所等の理解・協力が重要です。そのため情報提供や研修会の開催などを行います。

(2) 町は、事業者等に対して広報活動や雇用形態などの調査について協力を求めることができます。

(3) 家庭と仕事、地域活動などにおいて両立でき、多様な活動が実現できるよう、事業所が行う子育てや介護等の支援策の充実について協力を求めることができます。

(相談等の対応)

第13条 町は、性別による差別的取り扱いなどの男女共同参画を阻害する要因による問題に関し町民等から申し出があった場合は、関係機関等と連携をとりながら適切に対応するよう努めなければなりません。

(解説)

男女共同参画の推進を妨げる行為についての相談及び苦情について、町は関係機関と連携して対応することを定めています。

セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、社会の制度、習慣など性別による差別的取り扱いや第3条に規定する基本理念に反する行為等による人権侵害の相談があった場合は、労働局雇用均等室や鳥取県男女共同参画センターなど関係機関と連携して、速やかに対応することを定めています。

町が行う取組に対して苦情があった場合は、同様に関係機関と連携して取組まず。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 町は、審議会などの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(解説)

町に設置する委員会、審議会等の委員の男女割合が一方の性に偏らないよう努めることで、男女の視点が反映されるよう配慮することを定めています。

審議会などとは、法令・条例等に基づく委員会・審議会の委員の他、任意設置されている検討委員会等の委員も含まれます。

(年次報告)

第15条 町は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとします。

(解説)

男女共同参画施策の実施状況について、公表することを定めています。

町が取り組む男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表することにより、取組の検証を行うことや町民、事業者等の男女共同参画に関する意識や関心を高めることを目的としています。

第3章 日南町男女共同参画推進委員会

(委員会の設置)

第16条 日南町男女共同参画推進計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、日南町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(解説)

日南町男女共同参画推進委員会の設置と担当する事務の内容について定めています。

(1) 日南町男女共同参画推進計画の策定にあたって内容を審議していただくことや、その他の重要事項について審議していただきます。

(2) 委員会は、町の施策の重要事項について町長に意見を述べることができます。

(組織)

第 17 条 委員会は、委員 16 人以内で組織します。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはなりません。

3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

(解説)

委員会の組織について、委員の人数、男女の構成比、任期などについて定めています。

(会長及び副会長)

第 18 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(解説)

委員会の会長及び副会長の選任方法、その職務について定めています。

(会議)

第 19 条 委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

(解説)

委員会の会議の招集、成立要件に関する事項について定めています。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

(解説)

この条例の規定以外で、条例の施行に関し必要な事項について、町長が別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 第17条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成26年3月31日までとします。